

富良野市
公共下水道事業
経営戦略

(計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度)

平成 29 年 2 月策定

富良野市建設水道部上下水道課

■公共下水道事業経営戦略の概要

【はじめに】

公共下水道事業は、市民の生活環境の向上及び公共用水域（河川）の水質保全等を目的に、昭和 54 年に事業認可、富良野水処理場が平成 2 年に供用開始され、現在までに処理区域の拡張等を実施し平成 27 年度末の処理区域面積は 485.3ha、汚水管延長 94,881m、行政人口に対する処理区域人口の割合である下水道普及率は 72%、処理区域人口に対する水洗化人口の割合である水洗化率は 96% となっています。

富良野水処理場の機械・電気設備は老朽化が進み、平成 26 年度に長寿命化基本計画を策定、平成 27 年度から 5 ヶ年計画で機械・電気設備の更新や処理場の耐震化工事を実施する予定ですが、人口減少や節水機器類の普及により使用料収入は減少することが見込まれ、今後の経営環境は厳しい状況となることが予想されています。

公共下水道事業は市民の生活環境と自然環境を保持するために安定的に継続することが不可欠であり、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することで、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図り、持続可能な事業経営を実施することが求められています。

国は、上下水道事業について経営の「見える化」を図るため、平成 26 年度決算から「経営比較分析表」を策定・公表し、事業規模の類似する団体と財務指標を比較・分析をすることで、経営状況の「見える化」を実施しました。本市においても経営比較分析表を策定し広報誌や HP 等で公表を行っています。

経営戦略の策定については、今後 10 年間の投資・財政計画を示し、収支バランスや投資事業、財源、経営健全化の取組み等を提示することとなっており、総務省において「ガイドライン」が示されたことから、経営戦略策定に關し外部委託等をせず、本市の最上位計画である「第5次富良野市総合計画」に基づき、より具体的な戦略を策定しようとするものであります。



富良野市公共下水道事業経営戦略

団体名： 北海道富良野市

事業名： 公共下水道事業

策定期日： 平成 29 年 2 月

計画期間： 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成2年供用開始 (26年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	33.6	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	1区域 (富良野市街地)		
処理場数	1万所 (富良野水処理センター)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	【料金体系の概要】 料金体系は、基本料金と使用水量による従量料金、用途別料金(一般用、浴場用)にて算出しています。 一般用基本水量は8m ³ となっていますが、実際に使用されている一ヶ月の平均水量は10m ³ となっております。平成22年の料金改定時に審議会等で人口減少が進む中で世帯数は横ばいであることから核家族化や単身世帯の増加が顕著化しており、一般用基本水量を平均水量の10m ³ とする使用水量が少ないお客様への負担増となり、現状の8m ³ が適切であると協議されました。また、道内各市の状況を分析し、基本水量を8m ³ としている割合が高いことから、一般用基本水量を8m ³ としたところであります。										
	【考え方】 下水道事業は、市民生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的に実施されており、「雨水公費・汚水私費」の基本原則により実施されるものであります。しかしながら、施設等の整備には多額の資金が必要となるため、国庫補助金や地方債を財源として実施してきました。近年、下水道事業は維持管理の時代となり、使用者からの料金収入により運営することが求められていますが、社会情勢の変化等も考慮し、中長期的な視点で適正な使用者負担を検討していきます。										
その他の使用料体系の概要・考え方	★使用料の算定基礎となる污水排出量の考え方 ・水道使用者～水道水を使用している場合は、水道の使用量を算定基礎とします。 ・水道水以外～水道水以外(地下水)を使用している場合は、揚水量としますが、測定機器が無い場合は世帯人数により認定します。 ・水道との併用～水道水と水道以外(地下水等)を併用して使用している場合は、上記2つの算定を加算します。 ○福祉用～生活保護世帯や高齢者世帯、母子・父子家庭等の生活弱者については、政策的な支援を必要とする場合が多いため、申請行為により一般家庭用基本料金の45%について一定条件下で減額しています。 ○浴場用～公衆浴場は地域住民の保健衛生上必要不可欠なものであり、また、入浴料が物価統制令の規定に基づき低額に抑えられていること、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律などにより公共性が高いことから、基本水量を100m ³ とし1m ³ 当たり単価も75%低額とされています。										
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>用途</td> <td>基本料金(1ヶ月)</td> <td>超過料金(従量)</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>8m³まで 1,144.8円</td> <td>1m³につき 194.4円</td> </tr> <tr> <td>浴場用</td> <td>100m³まで 3,564.0円</td> <td>1m³につき 54.0円</td> </tr> </table>			用途	基本料金(1ヶ月)	超過料金(従量)	一般用	8m ³ まで 1,144.8円	1m ³ につき 194.4円	浴場用	100m ³ まで 3,564.0円
用途	基本料金(1ヶ月)	超過料金(従量)									
一般用	8m ³ まで 1,144.8円	1m ³ につき 194.4円									
浴場用	100m ³ まで 3,564.0円	1m ³ につき 54.0円									
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,477 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,489 円								
	平成26年度 3,477 円		平成26年度 3,580 円								
	平成27年度 3,477 円		平成27年度 3,592 円								

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組織

職 員 数 <p>■市長部局に位置付けされ上下水道課として13名体制 うち下水道事業会計職員6名体制(特環合) ・主幹 1名 ・業務係=料金調定、収納、経営管理 3名 ・施設係=事業施行・施設管理等業務 2名</p>	<pre> graph LR Mayor[市長] --> ViceMayor[副市長] ViceMayor --> ConstructionWaterworks[建設水道部] ConstructionWaterworks --> Sewerage[上下水道課 (課長1、主幹1)] ConstructionWaterworks --> Infrastructure[施設係(5)] Sewerage --- WorkBench[業務係(6)] </pre>
事 業 運 営 組 織	<p>公共下水道事業は、昭和54年に事業計画を策定し富良野水処理センターが平成2年に供用開始されました。事業開始から処理場1カ所、ポンプ場5カ所、污水管の布設を実施し、平成27年度末で処理区域面積485.3ha、污水管延長94,881mとなっています。供用開始から利用していた各施設の機器類等の老朽化により修繕費や更新等の経費は増加が見込まれ、平成14年度から処理場の各委託業務を包括的に委託し経費の大幅削減を行い、平成15年度には水道課と下水道課の統合、OA化機器の統合、車両の削減、職員数も平成13年11名体制から現在6名体制と5名の削減、使用料金も平成22年度に今後の事業経営の持続性を見据えた見直しを実施しています。</p>

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	【水処理場管理運転業務】 ・水処理場の管理運転業務について、民間の創意工夫により効率化を図るため、これまでの仕様発注方式から性能発注方式を導入することで、人件費等の経費節減に努めています。(包括的民間委託)
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

<p>※経営比較分析表を活用した現状分析は、別紙「経営比較分析表」に記載のとおり。</p>

2. 経営の基本方針

■経営理念

《はじめに》

公共下水道事業は、昭和54年に事業認可を受け平成2年に供用開始、現在までに予定処理区域面積の拡張事業を実施してきました。富良野処理区の管渠整備事業は平成25年度をもって拡張事業計画を終了し維持管理の時代となり、数年後には大量更新期を迎える状況となっています。また、社会的要因である人口減少・少子高齢化社会、節水機器の普及が進む中で、今後の使用料収入の増加は見込めない状況となっています。下水道事業は住民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的に実施されるものであり、安全・安心で住みやすいまちづくりの骨幹をなすものであり、持続可能な事業運営のため経営の効率化や健全化に取り組んでいかなければなりません。

《経営理念》

下水道事業は「雨水公費・污水私費」の基本原則から、汚水に係る部分を下水道使用者からの料金収入により賄わなければなりません。しかしながら、使用料収入の増加が見込めない中で、処理場や管渠施設等の老朽化により維持管理費の増加が予想され、下水道事業の経営は厳しい時代を迎えることとなります。このため、事業経営に関する次の指針を定め市民・企業・行政等が情報共有を図り、下水道事業の現状と課題を相互理解する中で健全で安全・安心、快適な下水道事業を推進していく必要があります。

1. 持続可能な下水道事業のために

・処理場や管渠等の施設の信頼性を確保するため、老朽化施設等の計画的な更新を促進します。

2. 公共用水域の水質保全と循環のみちのために

・汚水処理における不純物混入の削減と適正な汚泥処理により、放流水の水質を確保するとともに、汚泥の利活用を促進します。

3. コスト意識と市民サービスの向上のために

・職員がより一層コスト意識を持ち、効率的な事業運営を追求することで最少経費で最大効果が得られるよう創意工夫を図り、下水道サービスの向上を図るために市民ニーズの的確な把握に努め、信頼に応えていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

■下水道ビジョンのキーワードを「維持と進化」とし、適正な維持管理により資本価値を維持しつつ、水洗化率の向上や水質保全に努めています。
※富良野市総合計画を基本とする。

●長寿命化計画に基づく富良野水処理場の整備について

『平成26年度に策定した「富良野水処理センター長寿命化基本計画」に基づき、動力計装機器及び施設の耐震化を実施』

・計画期間:平成27年度～平成31年度

・執行予定額:911.4百万円(全体)

※国費(交付金)の削減により事業進捗に影響があるため1年間事業計画を延長しています。

●雨水幹線環境整備工事等(管渠事業費)

・雨水幹線(無頭川)修繕工事の実施

平成29年度～平成33年度予定

●開発行為等に伴う事業計画の見直し

・処理区域の拡張等の検討及び関連工事

・計画予定期間:平成30年度～平成31年度

・執行予定額:70.0百万円

●平成33年度以降の建設改良事業実施予定

・平成33年度 長寿命化対象機器以外の更新

・平成34年度 管渠老朽化調査

・平成35年度 管渠老朽化調査

・平成36年度 管渠更新工事

・平成37年度 管渠更新工事

【事業内訳：補助事業】

H27(実績)	22.4百万円	長寿命化対象機器実施設計
H28(計画)	166.0百万円	機械設備、電気設備
H29(計画)	195.0百万円	機械設備、電気設備、建物耐震化
H30(計画)	222.2百万円	機械設備、電気設備、建物耐震化
H31(計画)	155.8百万円	機械設備、電気設備、ポンプ場
H32(延長)	150.0百万円	機械設備、電気設備、ポンプ場
H32(追加)	53.0百万円	設備等耐震補強

※交付金の減額による計画延長を1年だけ見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

■「雨水公費・污水私費」の原則を遵守し、収益的収支のバランスを保ちながら計画的な投資活動の財源を確保していきます。

●使用料の確保

・少子高齢化に伴う人口減少や節水設備の普及に伴い使用料は微減が予想されますが、大型施設からの区域外接続も予定されていることからH29より增收分を計上しています。

・H31より消費税率改正が予定されているため、消費税率の改正を反映しています。(8%⇒10%)

・使用料の改正は、別紙の収支計画のローリングを実施することにより、その必要性を総合的に判断していきます。

●企業債の発行は、後年度負担を伴うものであり、必要最小限の財源として確保していきます。

●一般会計繰入金は、国が示す繰入基準に基づき算出し確保していきます。

●下水道事業基金は、建設改良費や修繕費の財源として計画的に運用するとともに、緊急工事等の財源として確保していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■経常経費(維持管理費・人件費等)の考え方

経常経費は、社会的要因により変動するため、H28をベースに計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- 現在実施している処理場、ポンプ場等の運営管理包括的民間委託業務内容を拡大し、経費の節減について検討していきます。(後期5年間)
- 汚泥処理(活用)を再考し、より一層の循環のみちを確立させ収益化も視野に入れた検討を行い、処理経費の節減について検討していきます。(後期5年間)
- 広域化、共同化について、関係機関との協議を行う中で、経費節減の可能性について検討していきます。(前期5年間)
- 管渠更新や修繕については、道路事業部門との連携を図り工事費の節減に努めています。
- 未接続解消事業の促進を図り、水洗化率の向上に努めます。
- 有効率向上のため、不明水(地下水流入や雨水流入等)対策について、現状と課題を整理し改善に向けた取組みを実施していきます。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	富良野処理区の処理場稼働率は60%台であり、現在実施されている富良野市総合計画及び富良野市総合戦略に基づき、まちなか居住(コンパクトシティ)の状況変化に伴う汚水排出量や施設稼働率を見極めながら施設の最適化を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	処理場の長寿命化計画終了後において、長寿命化の対象とならなかった機械・電気設備の更新や老朽化する管渠の更新に際しては、単に耐用年数のみで判断することなく、地域人口の変化に伴う施設稼働率や災害時重要拠点の耐震化なども併せて優先順位を検討すると共に、収益的収支の状況を踏まえ投資の平準化について検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	収支・投資計画を基準に適正な使用者負担について検討していきます。 (消費税率等の法改正に伴う使用料の改正は実施する。) また、事業経営状況について広報等を活用し住民説明を実施しながら、情報の共有化を図っていきます。
---------------	---

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在実施している処理場の管理運転に係る包括的民間委託を継続するとともに、管渠の維持管理も含めた民間委託等の実行性について検討を行っていきます。また、技術継承を図るため技術職員の人材育成を実施し、新規採用については人事部門との協議を行い適正な人材確保を図っていきます。
職員給与費に関する事項	持続可能な事業を実施するため適正な人員配置について人事担当部門と協議を行う中で、総収益に対する職員給与費の割合が高くならないよう努めています。
動力費に関する事項	電力自由化に伴い、安定供給、経済性、信頼性等を見極め経費の節減について検討します。
修繕費に関する事項	計画的に実施できる動力計装機器等の修繕は、民間の創意工夫により実施可能な包括的民間委託に含めを行い、定期的な点検により必要となる緊急的な修繕及び大規模修繕については、公共下水道事業基金等の活用も含め財源を確保しながら実施していきます。
委託費に関する事項	処理場の管理運転に係る包括的民間委託の業務拡大について、現在、別途契約している委託業務を含めることで経費節減が図れないか検討していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

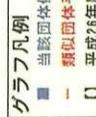
経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度末にモニタリングやローリングを行い、収支・投資計画の修正を実施し、進捗状況を確認していきます。また、先進的な取組事例や新たな発想を取り入れるなど、経営改善に努めています。
---------------------	--

経営比較分析表

北海道 高良野市

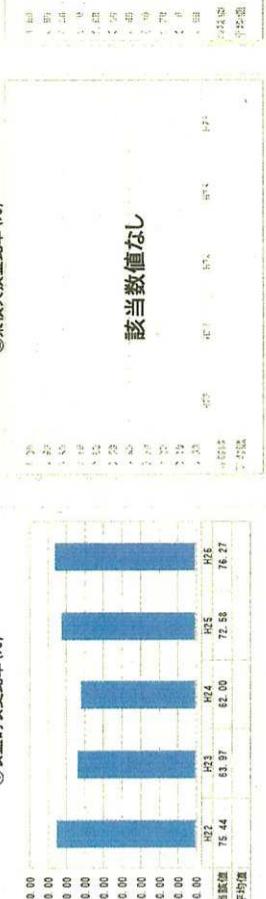
業務名	業種名	事業名	公共下水道	類似団体区分
法的適用	下水道事業	Cc2		
当該回収率(%)	自己資本換算比率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり収益料金[円]	当該回収率(%)
75.44	63.97	77.16	3,477	71.54

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,324	600.71	38,633
処理区域内人口(人)	處理区域面積(km ²)	處理区域内人口密度(人/km ²)
16,423	4.85	3,386.19



1. 経営の健全性・効率性

①収益的取扱比率(%)



「財産の収支」

②累積欠損金比率(%)



「累積欠損」

③流動比率(%)



「支払能力」

④企業償還高対事業規模比率(%)



1. 経営の健全性・効率性について
本市の「収益的取扱比率」は、80%以下となつて
います。この二ヶを越える時地方債の償還金が上
昇する傾向にあることが要因となることがあります。
また、當業回収率に対する企業償還高対事業規
模比率は、独立採算制（地方公営企業法の原
則）を持ち合わせている場合に基づき財源保
持が必要となります。「企業償還高対事業規
模比率」は、類似回収率より高い状況
となつてますが、人口減少が進む中で使用料の持
加は見込めない状況であり、「施設利用率」は60%台
で推移しますが、人口減少も予想されないことか
ら、必要に応じて施設設備の整備や維持管理費の同
量の増加を図ることが改進につながると想われま
すり、公用用水料の水質保全の観点からも「水洗化
率」の向上は欠かせないものとなっています。施設
の処理能力と稼働率を示す「施設利用率」は60%台
で推移しますが、人口減少も予想されないことか
ら、必要に応じて施設設備の整備や維持管理を行
う必要があります。

2. 老朽化の状況について

⑤施設利用率(%)



⑥汚水処理原価(円)



「費用の効率性」

⑦施設利用料率(%)



⑧水洗化率(%)



「使用料対象の構成」

⑨管渠改善率(%)



⑩老朽化率(%)



「管渠の経年化の状況」

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

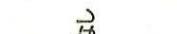


「施設全体の減価償却の状況」

②管渠老朽化率(%)



③管渠改善率(%)



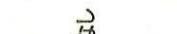
「管渠の経年化の状況」

④施設利用率(%)



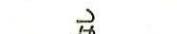
「施設の効率性」

⑤施設利用料率(%)



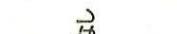
「施設の効率性」

⑥施設利用率(%)



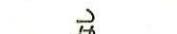
「施設の効率性」

⑦施設利用率(%)



「施設の効率性」

⑧施設利用率(%)



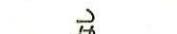
「施設の効率性」

⑨施設利用率(%)



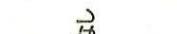
「施設の効率性」

⑩施設利用率(%)



「施設の効率性」

⑪施設利用率(%)



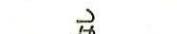
「施設の効率性」

⑫施設利用率(%)



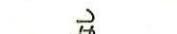
「施設の効率性」

⑬施設利用率(%)



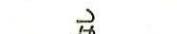
「施設の効率性」

⑭施設利用率(%)



「施設の効率性」

⑮施設利用率(%)



「施設の効率性」

⑯施設利用率(%)



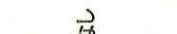
「施設の効率性」

⑰施設利用率(%)



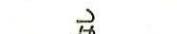
「施設の効率性」

⑱施設利用率(%)



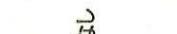
「施設の効率性」

⑲施設利用率(%)



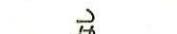
「施設の効率性」

⑳施設利用率(%)



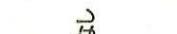
「施設の効率性」

㉑施設利用率(%)



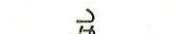
「施設の効率性」

㉒施設利用率(%)



「施設の効率性」

㉓施設利用率(%)



様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画 (收支計画)

投資・財政計画
(収支計画)

		年 度		前々年度 (決算)		前年度 (決算)〔見込〕		本年度 (決算)		H29		H30		H31		H32		H33		H34		H35		H36		H37	
区 分		収 支 再 差 引	(E)+(I)	14,483	3,520	△ 4,053	1,006	1,006	1,006	10	10	3,010	10	2,010	10	1,043	1,006	1,006	1,043	1,006	1,043	1,006	967	968	968		
積 立 金		(K)	3,354	11,609	10																			10	2,010	10	
前 年 度 か ら の 繰 越 金		(L)	11,903	23,032	14,943	10,880	11,876	12,872	10,868	11,864	10,897	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	
前 年 度 繰 上 充 用 金		(M)																									
形 式 収 支		(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	23,032	14,943	10,880	11,876	12,872	10,868	11,864	10,897	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	11,893	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べき 財 源	(O)																										
実 質 収 支 黒 赤	(P)	字 (Q)																									
赤 字 比 率	(N)-(O)	(Q)	$\frac{(Q)}{(B)-(C)}$ × 100																								
收 益 的 収 支 比 率	(A)	$\frac{(A)}{(D)+(H)}$ × 100		76.3	77.5	75.8	75.5	74.6	84.6	84.1	84.5	84.5	82.3	82.3	82.3	82.3	82.3	82.3	82.3	82.3	82.3	82.3	82.3	82.3	82.3	82.3	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足	(R)																										
地 方 財 政 法 に よ る 営 業 収 益	(S)	(B)-(C)	297,424	287,869	282,718	292,268	292,427	299,630	294,134	293,556	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	292,993	
地 方 財 政 法 に よ る 比 率	((R)/(S) × 100)																										
健全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足	(T)																										
健全 化 法 施 行 令 第 6 条 に 標 準 する 消 費 資 金 不 足	(U)																										
健全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模	(V)																										
健全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率	((T)/(V) × 100)																										
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)																										
地 方 方 債 債 残 高	(X)	3,485,548	3,288,460	3,161,276	3,048,274	2,993,731	2,981,487	2,801,940	2,650,593	2,462,593	2,287,437	2,146,445	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557	2,020,557
○ 他 会 計 繰 入 金																											
区 分		年 度		前々年度 (決算)		前年度 (決算)〔見込〕		本年度 (決算)		H29		H30		H31		H32		H33		H34		H35		H36		H37	
收 益 的 収 支 分		212,610	229,249	232,318	216,512	186,480	198,126	194,441	206,806	201,876	200,379	204,067	196,620														
資 本 的 収 支 分		212,610	229,249	232,318	216,512	186,480	198,126	194,441	206,806	201,876	200,379	204,067	196,620														
合 计		237,877	256,552	262,869	251,925	219,340	219,841	218,075	227,940	226,711	221,569	224,875	217,428														

(単位:千円)

(単位:千円)